

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅の管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

門真市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理事務
②事務の概要	<p>1 評価対象事務の概要 門真市は、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、市営住宅を整備し、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃貸を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸を行っている。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。</p> <p>①収入の申告の受理、審査又は応答に関する事務 ②収入の把握に関する事務 ③家賃、金銭、敷金等の減免の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ④敷金の徴収に関する事務 ⑤家賃、金銭、敷金等の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥入居の申込みの受理、審査又は応答に関する事務 ⑦同居承認若しくは入居承継承認の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑧明渡しの請求に関する事務 ⑨家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑩収入超過者の明渡し期限延長の申出の受理、審査又は応答に関する事務 ⑪収入超過者への住宅のあっせん等に関する事務 ⑫収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑬割増賃料の徴収に関する事務 ⑭割増賃料の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑮特定公共賃貸住宅の賃貸借契約の解除に関する事務 ⑯公営住宅法で定めるもののほか、門真市営住宅条例で定める市営住宅及び共同施設の管理について必要な事項に関する事務</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第27の項・第52の項・第93の項）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項、第76の項、第124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり部 都市政策課
②所属長の役職名	都市政策課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 まちづくり部 都市政策課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-6391
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への適切な監督を行っている。また、指定管理者との書類のやりとりがどうしても必要な場合においても、書類の収納袋に施錠するなど、厳重な取扱を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	事務取扱者への適切な監督を行っている。また、指定管理者との書類のやりとりがどうしても必要な場合においても、書類の収納袋に施錠するなど、厳重な取扱を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	対象人数	000人未満	1000人以上	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号 別表第二の31項・54項・85の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条・28条・43条の4	・番号法 第19条第8号 別表第二の31項・54項・85の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条・28条・43条の4	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月28日	評価書名	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理事務	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理事務 基礎項目評価書	事前	様式の改正に伴う変更
令和7年2月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理事務	事前	様式の改正に伴う変更
令和7年2月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	門真市は、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、市営住宅を整備し、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃貸を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸を行っている。 ③システムの名称公営住宅システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ 2. 特定個人情報ファイル名 特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。 ①収入の申告の受理、審査又は応答に関する事務 ②収入の把握に関する事務 ③家賃、金銭、敷金等の減免の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ④敷金の徴収に関する事務 ⑤家賃、金銭、敷金等の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥入居の申込みの受理、審査又は応答に関する事務 ⑦同居承認若しくは入居承認承認の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑧明渡しの請求に関する事務 ⑨家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑩収入超過者の明渡し期限延長の申出の受理、審査又は応答に関する事務 ⑪収入超過者への住宅のあっせん等に関する事務 ⑫収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑬割増賃料の徴収に関する事務 ⑭割増賃料の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑮特定公共賃貸住宅の賃貸借契約の解除に関する事務 ⑯公営住宅法で定めるもののほか、門真市営住宅条例で定める市営住宅及び共同施設の管理について必要な事項に関する事務	1 評価対象事務の概要 門真市は、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、市営住宅を整備し、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃貸を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸を行っている。 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。 ①収入の申告の受理、審査又は応答に関する事務 ②収入の把握に関する事務 ③家賃、金銭、敷金等の減免の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ④敷金の徴収に関する事務 ⑤家賃、金銭、敷金等の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥入居の申込みの受理、審査又は応答に関する事務 ⑦同居承認若しくは入居承認承認の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑧明渡しの請求に関する事務 ⑨家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑩収入超過者の明渡し期限延長の申出の受理、審査又は応答に関する事務 ⑪収入超過者への住宅のあっせん等に関する事務 ⑫収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑬割増賃料の徴収に関する事務 ⑭割増賃料の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑮特定公共賃貸住宅の賃貸借契約の解除に関する事務 ⑯公営住宅法で定めるもののほか、門真市営住宅条例で定める市営住宅及び共同施設の管理について必要な事項に関する事務	事前	様式の改正に伴う変更
令和7年2月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	公営住宅システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	公営住宅管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、個人住民税システム	事前	様式の改正に伴う変更
令和7年2月28日	3・個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項(別表第一の19項・35項・61の2項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条・26条・46条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第27の項・第52の項・第93の項)	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法 第19条第8号 別表第二の31項・54項・85の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条・28条・43条の4	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項、第76の項、第124の項	事前	様式の改正に伴う変更
令和7年2月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	都市政策課長	事前	様式の改正に伴う変更
令和7年2月28日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	事務取扱者への適切な監督を行っている。また、指定管理者との書類のやりとりがどうしても必要な場合においても、書類の収納袋に施錠するなど、厳重な取扱を行っている。	事前	様式の改正に伴う変更
令和7年2月28日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	事務取扱者への適切な監督を行っている。また、指定管理者との書類のやりとりがどうしても必要な場合においても、書類の収納袋に施錠するなど、厳重な取扱を行っている。	事前	様式の改正に伴う変更